

地域水田農業活性化緊急対策交付金交付要綱（案）

〔 制 定 平 成 年 月 日 付 け 総 食 第 号 〕
農林水産事務次官通知

第 1 通 則

地域水田農業活性化緊急対策による交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第 2 交付の対象及び補助率

- 1 国は、第3の1の(1)の長期生産調整実施契約又は同(2)の非主食用米低コスト生産技術確立試験契約に基づき主食用米以外の農作物への作付転換を行う農業者に対し、地域水田農業推進協議会（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第 部第5の3の地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）をいう。）が緊急一時金を交付するのに必要な経費を、都道府県水田農業推進協議会（米政策改革基本要綱第 部第5の4の都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）をいう。）が支払うために必要な資金を積み立てるのに要する経費について、交付金を交付する。
- 2 交付金の交付の対象とする経費は、別表に定めるところによる。

第 3 申請手続

都道府県協議会長は、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づき交付金の交付を受けようとするときは、平成20年3月 日までに、別記様式第1号による交付申請書正副2部を当該都道府県協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。

第 4 交付決定

地方農政局長等は、第3の規定に基づく交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、交付金を交付するものとする。

第5 交付金の実績報告書の提出

交付金の交付を受けた都道府県協議会長は、別記様式2号による実績報告書正副2部を平成20年4月10日までに地方農政局長等に提出しなければならない。

第6 帳簿類の保管

規則第3条第4号に規定する帳簿類は、事業終了年度の翌年度から起算して7年間整備保管しておかなければならない。

事業	経費の内容	補助率	重要な変更	
			経費の配分 の変更	事業の内 容の変更
1 長期生産調整実施契約事業	地域水田農業活性化緊急対策実施要綱第3の1の(1)の長期生産調整実施契約に係る緊急一時金の交付に要する経費	定額		
2 非主食用米低コスト生産技術確立試験契約事業	地域水田農業活性化緊急対策実施要綱第3の1の(2)の非主食用米低コスト生産技術確立試験契約に係る緊急一時金の交付に要する経費	定額		

別記様式第 1 号

平成19年度地域水田農業活性化緊急対策

長期生産調整実施契約事業

非主食用米低コスト生産技術確立試験契約事業

交付申請書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所を置く都道府県水田農業推進協議会に
あつては北海道農政事務所長、沖縄県に主たる事務所を置く
都道府県水田農業推進協議会にあつては沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名

都道府県水田農業推進協議会

代表者

⑩

平成19年度において、下記のとおり事業を実施したいので、地域水田農業活性化緊急対策交付金交付要綱(平成20年2月 日付け19総食第 号農林水産事務次官依命通知)第3の規定により、長期生産調整実施契約事業交付金 万円、非主食用米低コスト生産技術確立試験契約事業交付金 万円の合計 万円の交付を申請する。

記

総括表

	対象面積(a)	交付金(万円)															
地域水田農業活性化緊急対策交付金(+)																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>長期生産調整実施契約事業交付金 (= +)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>平成19年度生産調整実施者分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成19年度生産調整非実施者分</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非主食用米低コスト生産技術確立 試験契約事業交付金</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	長期生産調整実施契約事業交付金 (= +)			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>平成19年度生産調整実施者分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成19年度生産調整非実施者分</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	平成19年度生産調整実施者分			平成19年度生産調整非実施者分					非主食用米低コスト生産技術確立 試験契約事業交付金				
長期生産調整実施契約事業交付金 (= +)																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>平成19年度生産調整実施者分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成19年度生産調整非実施者分</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	平成19年度生産調整実施者分			平成19年度生産調整非実施者分													
平成19年度生産調整実施者分																	
平成19年度生産調整非実施者分																	
非主食用米低コスト生産技術確立 試験契約事業交付金																	

長期生産調整実施契約事業交付金

協議会名	対象面積 (a)	交付金(万円)
協議会	全体 平成19年度生産調整実施者分 平成19年度生産調整未実施者分	× ×
協議会	全体 平成19年度生産調整実施者分 平成19年度生産調整未実施者分	
× × 協議会	全体 平成19年度生産調整実施者分 平成19年度生産調整未実施者分	
合計	全体 平成19年度生産調整実施者分 平成19年度生産調整未実施者分	

非主食用米低コスト生産技術確立試験契約事業交付金

協議会名	対象面積 (a)	取組内容	交付金(万円)
協議会			
協議会			
× × 協議会			
合計			

別記様式第 2 号

地域水田農業活性化緊急対策実績報告書

長期生産調整実施契約事業

非主食用米低コスト生産技術確立試験契約事業

実績報告書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所を置く都道府県水田農業推進協議会に
あつては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く
都道府県水田農業推進協議会にあつては沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名

都道府県水田農業推進協議会

代表者

⑩

平成19年度において、下記のとおり事業を実施したので、地域水田農業活性化緊急対策交付金交付要綱（平成20年2月 日付け19総食第 号農林水産事務次官依命通知）第5の規定により、実績報告書を提出します。

（注）下記については、別記様式第1号の下記の部分の写しを添付する。